

第11号議案

神戸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準等を定める条例の件
神戸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第2条 法第68条の5第1項の規定に基づき条例で定める基準は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）第1条各号に定める基準に定めるところによる。

(設置者に関する基準)

第3条 無料低額宿泊所の設置者は、神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員がその事業活動を支配する者であってはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条（省令第11条及び第32条の規定に係る部分に限る。）の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(省令の附則等により特例が定められている場合の取扱い)

2 次に掲げる規定（以下「附則特例規定」という。）において省令の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用される

こととなる省令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 省令の附則の規定

(2) 省令の一部を改正する内容を含む厚生労働省令その他の省令の附則の規定

理 由

社会福祉法（昭和26年法律第45号）の改正に伴い、条例を制定する必要があるため。